

熊本県公報

第 1 1 5 3 7 号
平成 19 年 4 月 13 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所等の指定 (訪問看護).....(高齢者支援総室) 1
- " (介護予防訪問看護).....(") 1
- 保安林の指定に関する予定.....(森林保全課) 1
- 指定居宅介護支援事業所の指定.....(高齢者支援総室) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定.....(") 2
- 指定介護サービス事業所の指定.....(") 2
- 道路の区域変更.....(道路保全課) 2
- 道路の供用開始.....(") 3

公 告

- 平成 18 年事業所・企業統計調査電子計算機処理 (平成 19 年度) 業務委託に係る一般競争入札.....(統計調査課) 3
- 団体営土地改良事業の工事完了.....(農村計画・技術管理課) 5
- 土地改良区役員の就任.....(") 6
- 基本測量の終了.....(監理課) 6

登 載 依 頼

- 熊本県警察サイバーパトロールシステム、熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器の保守委託契約に係る一般競争入札の実施.....(警察本部情報管理課) 6

告 示

熊本県告示第 379 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
医療法人社団昌洋会 山下内科医院 熊本市二本木一丁目 2 番 30 号	医療法人社団昌洋会 山下内科 医院	平成 19 年 4 月 1 日

熊本県告示第 380 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
医療法人社団昌洋会 山下内科医院 熊本市二本木一丁目 2 番 30 号	医療法人社団昌洋会 山下内科 医院	平成 19 年 4 月 1 日

熊本県告示第 381 号
森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 19 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町栗木字深山谷 3123 の 26
 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 382 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ハートフレンド 熊本市九品寺四丁目 22 番 22 号	株式会社ハートフレンド	平成 19 年 4 月 3 日

熊本県告示第 383 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ハートフレンド 熊本市大窪五丁目 12 番 4 号	株式会社ハートフレンド	平成 19 年 4 月 3 日

熊本県告示第 384 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ハートフレンド 熊本市大窪五丁目 12 番 4 号	株式会社ハートフレンド	平成 19 年 4 月 3 日

熊本県告示第 385 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 4 月 13 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	後		
		宇城市松橋町豊崎字槍ノ柄		3.9 ～ 22.7	202.5	

主要 地方 道	八代鏡字 土線	2026 番 9 地先から 同町松橋字浜田	11.7	277.9	旧道移管
			～ 24.2		
		28 番 5 地先まで	後 11.7	277.9	
			～ 24.2		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 4 月 13 日

熊本県告示第 386 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 4 月 13 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	坂本人吉線	人吉市瓦屋町字内白田	50.0	単道改
		同所		
		2425 番 1 地先から		
		2423 番 1 地先まで		
		人吉市瓦屋町字内白田	22.0	
同所				
		2406 番 2 地先から		
		2407 番 2 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 19 年 4 月 13 日

公 告

熊本県公告第 342 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

平成 18 年事業所・企業統計調査電子計算機処理（平成 19 年度）業務委託

(2) 委託業務の内容

「平成 18 年事業所・企業統計調査電子計算機処理（平成 19 年度）業務委託契約に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）及び「平成 18 年事業所・企業統計調査電子計算機処理（平成 19 年度）業務仕様書」（以下「仕様書」という。）の
とおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成 20 年 3 月 26 日（水）まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、平成 18 年事業所・企業統計調査電子計算機処理（平成 19 年度）業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「情報処理業務」に登録された者であること。
 - (2) 熊本県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
 - (3) 平成18年事業所・企業統計調査電子計算機処理（平成19年度）業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び仕様書に定める業務を遅滞なく遂行できる者であること。
 - (4) 調査票等の入力業務と電算処理業務を一括して行える者であること。
 - (5) トラブルに対応するため中央指導体制を有する全国ネットワークに加盟している者であること。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (8) 5の（4）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成19年4月13日（金）から平成19年4月19日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - (2) 提出場所
4に記載のとおり
 - (3) 提出方法
4に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部統計調査課教育労働班（県庁行政棟本館6階）
郵便番号 862-8570
住所 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2179（直通）
- 5 入札手続き等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成19年4月13日（金）から平成19年4月19日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成19年4月23日（月）午前10時から午前12時まで
イ 場所 熊本県庁本館7階701共用会議室
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年4月27日（金）午前10時から
イ 場所 熊本県庁新館8階801共用会議室
 - (5) 入札書の提出方法
5の（4）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
 - (1) 入札、契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の（4）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落

- 札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 - ケ 2 以上の意思表示をした入札
 - コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定方法
 - 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
 - (5) 最低制限価格
 - 無
 - (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
 - 要
 - イ 契約の締結期限
 - 落札者決定の日から 14 日以内とする。
 - ウ 落札者から契約締結の申し出期限
 - 落札者決定の日から 7 日以内とする。
 - (7) 契約保証金
 - 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 343 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	大道（東浦工区農道 6 号線）	平成 18 年 1 月 23 日	平成 19 年 2 月 23 日	上天草市
農業用道路	大道（東浦工区農道 7 号線）	平成 18 年 8 月 31 日	平成 19 年 2 月 23 日	上天草市

熊本県公告第 344 号

玉名市横島干拓土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があった。

平成 19 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
理事	園 田 勝 輔	玉名市横島町共栄 94 番地

熊本県公告第 345 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、国土地理院長から基本測量が終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（ジオイド測量）	平成 18 年 10 月 23 日から 平成 19 年 3 月 16 日まで	上益城郡山都町

登載依頼**熊情管公告第 623 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 4 月 13 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

熊本県警察サイバーパトロールシステム、熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器の保守委託業務

(2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間

平成 19 年 5 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、熊本県警察サイバーパトロールシステム、熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器の保守委託業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目機器保守（OA 機器保守）に登録された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 5 の (3) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

(5) 熊本県内に本社、支社、支店又は営業所を有する者であること。

(6) 直近の事業年度において OA 機器類の保守契約台数又は障害対応台数について 500 台以上の実績を有する者であること。

(7) (1) に掲げる入札参加資格を有する者で、保守能力証明書を熊本県警察本部警務部情報管理課へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提示した

- 者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350
ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成19年4月13日(金)から平成19年4月19日(木)までの日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項をす場所
熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用第二係(熊本県警察本部庁舎4階)
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-381-2048
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成19年4月13日(金)から平成19年4月19日(木)までの日の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成19年4月23日(月)午前10時から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部庁舎4階 OA研修室
- (5) 入札書の提出方法
(3)に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成19年4月20日(金)午後5時までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行

- 者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 4 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。